

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合情報システム：附票簿	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部市民課・記録整理班	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記載と住民票の記載を相互に関連させ、両者の記載を一致されることにより住民に関する記録の正確性を確保するため、戸籍総合情報システム：附票簿を利用する。	
記録項目	個人識別符号（住民票コード）、個人識別符号（個人番号）、氏名、氏及び名の振り仮名、性別、生年月日、住所、本籍・国籍、住定日、在外選挙人	
記録範囲	当市に本籍のあるもの、	
記録情報の収集方法	戸籍届出により台帳の記載が始まり、住基の異動に基づいて詳細データが記載される。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民課、平川行政センター、長浦行政センター内のみで利用	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民子育て部市民課	
	（所在地）袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		